平成２５年（フ）第１３６２号
大阪府東大阪市稲葉１丁目５番11―504号
若江岩田スカイハイツ
破産者　松下　昭信
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１２０号
大阪府八尾市山本町南３丁目６番24―306号、前住所大阪府八尾市栄町１丁目１番３―406号
破産者　前中　邦介
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２３５号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目16番11号
破産者　Ｋカンパニーこと　福森　菊也
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７０７号
長崎県平戸市木ヶ津町20番地１、前住所大阪府茨木市竹橋町13番１号　ニュービルド302号
破産者　永田　　保
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８５９号
大阪府高槻市牧田町６番23―106号
破産者　アルミ専商こと　井口　卓彦
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８８８号
大阪府八尾市八尾木北２丁目29番地
破産者　樋口　一幸
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９０６号
京都府京田辺市薪西山46番地の３、開始決定時の住所大阪府交野市私部７丁目45番６号
破産者　マダム・ドレッセこと　松尾伊左雄
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２５２号
大阪府吹田市千里丘中33番507号
破産者　大谷　龍雄
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９１７号
大阪市城東区東中浜６―15―６、住民票上の住所兵庫県尼崎市東園田町７丁目８番地の40
破産者　宇都宮正宜
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９３２号
大阪府吹田市千里山西６丁目62番Ｂ―908号
破産者　橋本　輝忠
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１４９号
大阪府大東市諸福６丁目２番07号　宏和マンション１号館406号
破産者　松下　義博
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２３４号
大阪市西淀川区姫里２丁目15番16―205号
破産者　島野　早苗
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２４６号
大阪府池田市鉢塚３丁目14番９―306号
破産者　木村畳巧こと　木村　巧二
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３５２号
大阪府豊中市宮山町４丁目８番２―201号
破産者　原田ひとみ
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３５３号
大阪府豊中市宮山町４丁目８番２―201号
破産者　興大建設こと　原田　紀生
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３７５号
大阪府東大阪市長堂１丁目19番10号
破産者　猪尾　栄子
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３８５号
大阪市天王寺区国分町18番21号　大室ハイツ402号、前住所大阪市住之江区新北島７丁目２番２―1308号
破産者　大久保眞知子
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４１８号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ７―503号
破産者　余島　初江
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９３４号
堺市堺区柏木町４―３―21
破産者　杉岡　徹也
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係